既退職者の令和9年度再任用可否

生年月日	令和8年度末年齢	本来適用される定年退職年齢	退職年度											
			R3（R3.4.1～R4.3.31）		R4（R4.4.1～R5.3.31）		R5（R5.4.1～R6.3.31）		R6（R6.4.1～R7.3.31）		R7（R7.4.1～R8.3.31）		R8（R8.4.1～R9.3.31）	
			定年年齢：60		定年年齢：60		定年年齢：61		定年年齢：61		定年年齢：62		定年年齢：62	
			年度末年齢	再任用可否	年度末年齢	再任用可否	年度末年齢	再任用可否	年度末年齢	再任用可否	年度末年齢	再任用可否	年度末年齢	再任用可否
S37.4.2～S38.4.1	64	60	59	退職後5年経過のため×	60	○	61	○	62	○	63	○	64	○
S38.4.2～S39.4.1	63	61	58	退職後5年経過のため×	59	○	60	○	61	○	62	○	63	○
S39.4.2～S40.4.1	62	62	57	退職後5年経過のため×	58	○	59	○	60	○	61	○	62	○
S40.4.2～S41.4.1	61	63	56	退職後5年経過のため×	57	○	58	○	59	○	60	○（60歳に達した日以後の退職が必要）	61	○
S41.4.2～S42.4.1	60	64	55	退職後5年経過のため×	56	○	57	×（60歳に達する前の退職のため）	58	×（60歳に達する前の退職のため）	59	×（60歳に達する前の退職のため）	60	○（60歳に達した日以後の退職が必要）